

議案第44号

宇治市斎場条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市斎場条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市斎場条例の一部を改正する条例

宇治市斎場条例（昭和59年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に斎場の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用（第1葬祭場、第2葬祭場、第3葬祭場、安置室及び待合室（次項において「葬祭場等」という。）の使用に限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、使用者が葬祭場等のみを使用するときに限り、第6条第1項、第7条及び第8条の規定は適用せず、葬祭場等を使用するとき（葬祭場等及び火葬場を使用するときを含む。）における第6条第2項の適用については、同項中「使用料」とあるのは「利用料金（火葬場にあつては、使用料）」と、「市長」とあるのは「指定管理者（火葬場にあつては、市長）」とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表中「関係」を「、第11条関係」に、

「 を「 に、

使用料	金額
」	」
妊娠 4 月以上 の死産児	1 体 6, 000 円 45, 000 円

を

妊娠 4 月以上 の死産児	1 体	6, 000 円	45, 000 円
妊娠 4 月未 満の死産児	1 体	3, 600 円	27, 000 円

に改め、同表の備考第 1 項中「、妊娠 4 月以上の死産児」を「、死産児」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「関係」を「、第 11 条関係」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前の斎場の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

利用料金制度の導入等に伴い、所要の改正を行うものであります。